

避難所開設・運営マニュアル概要



令和2年〇月〇〇日

概要（総論）

避難所の概要と役割

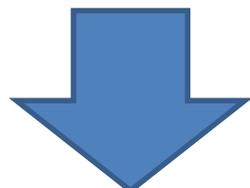
（1）避難所の役割

- 災害により住宅を失った方や住宅が倒壊する恐れがある方たちへ、一時的に宿泊場所を提供する。
- 公共交通機関の遮断等により、帰宅困難となった方たちへ、一時的に待機する場所を提供する。
- 自宅避難をしている方たちへ、必要な情報や飲料水及び食糧等の物資を提供する。

概要（総論）

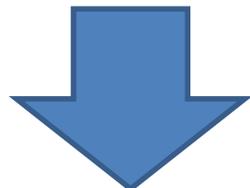
避難所開設・運営の概要と役割

○避難所は、市災害対策本部長が災害の状況に応じて開設の指示



しかし……

○災害の規模が大きいほど市職員の到着の遅れや被災等により、避難所の開設や運営に支障をきたす。状況によっては、市職員や施設管理者が運営に携われないこともある。



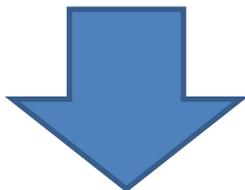
そこで……

○地元自主防災会等による「**避難所運営委員会**」が中心となって自主的に避難所を開設・運営を行うことが必要

概要（総論）

避難所開設・運営の概要と役割

運営委員会の設立と避難所運営の手順を関係者が集まり「**避難所運営委員会設立準備会議**」を開催し、避難所開設・運営マニュアル(案)の作成を行う。



- 避難所運営委員会設立準備会議の開催
- 避難所開設・運営マニュアル(案)作成
- 避難所運営委員会の設立

概要（総論）

運営委員会の設立と運営までの手順

（1）準備会議の構成メンバー

- 自主防災会、自治会の代表者
- 施設管理者（学校長又は代理者）
- ボランティア団体等開設運営に携わる代表者
- 市職員（防災安全課、総合事務所・地域事務所）

（2）検討事項

- 運営委員会を構成する構成者・団体の決定
- 運営委員会が行う業務の決定（平常時／災害時）
- 運営委員会規約の作成
- 上記を含む、避難所開設・運営マニュアル（案）の作成

概要（総論）

運営委員会の設立と運営までの手順

(3) 運営委員会の役割

《平常時》

- 避難所開設・運営マニュアルの決定、見直し
- 避難所開設・運営の訓練等
- 備蓄品、防災資機材等の確認

《災害時》

- 地域の被害状況の把握と安否確認
- 作成したマニュアルに基づき、避難所の開設と運営

避難所開設・運営マニュアル(作成例)

平常時における活動

平常時に、下記事項をあらかじめ決めておきます。

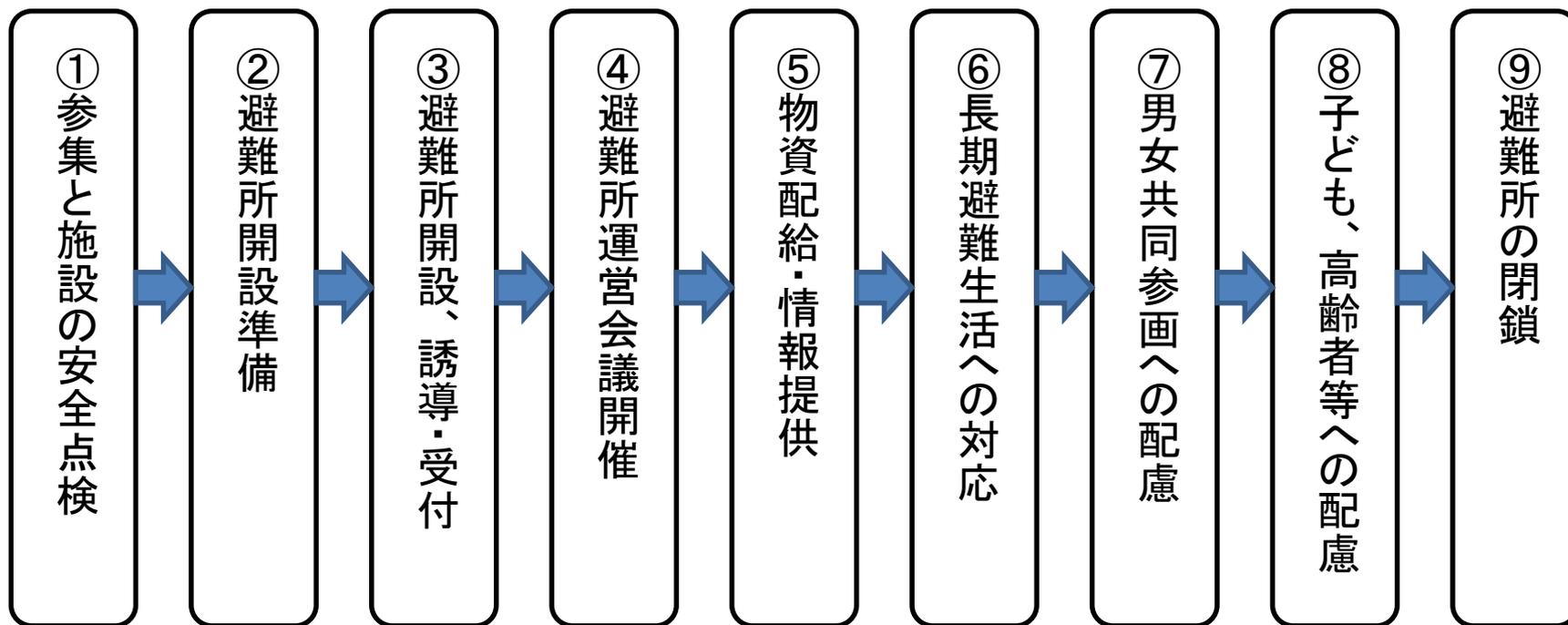
- ①避難所基礎データの確認
- ②避難所運営委員会活動班名簿
- ③避難所の使用範囲と使用方法の決定
- ④避難所の居住スペース等の割り振り
- ⑤避難所ルールの作成
- ⑥訓練とマニュアルの見直し

避難所開設・運営マニュアル(作成例)

災害時における活動

避難所の開設・運営フロー

①～⑨の手順を、市担当職員・施設管理者・地域住民が連携して実施することでスムーズな開設と運営を行う。



避難所開設・運営マニュアル(作成例)

開設に関わる各主体の行動フロー



避難所担当職員

- ・派遣された避難所の被害や状況を確認し、災害対策本部へ報告を行う。
- ・夜間や施設管理者が到着していない場合は、安全確認、避難者の屋内収容を行う。



施設管理者

- ・施設利用者(児童・生徒・園児)の誘導・安全確保を最優先とする。
- ・施設の復旧・復興・再開を視野に入れて避難者への対応を行う。

避難所開設・運営マニュアル(作成例)

開設に関わる各主体の行動フロー



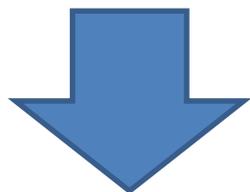
地域住民
(運営委員会メンバー)

- ・施設管理者や市職員の到着が遅れることも予想されるため、開設がスムーズに行えるようにしておく。
- ・運営委員会メンバーが地域内にいない場合もあり得ること、災害時の膨大な業務が同時多発的に発生し、市職員や施設管理者が避難所運営に携わることができないことも想定されるため、余裕を持った人員の確保を行う。

避難所開設・運営マニュアル(作成例)

①参集と施設の安全点検

- 自動参集……市内で震度5強以上の地震が発生した場合。
召集参集……災害の恐れがあり、避難所の開設が必要と判断した場合。



運営委員
施設管理者
市担当職員 } 避難所へ参集

- ・避難所を開設するにあたり、施設の被害状況を調べ、避難所として安全に使用できるか確認。
- ・**確認作業は、最も早く避難所に到着した者から順次行う。**

避難所開設・運営マニュアル(作成例)

②避難所開設準備

避難所の開設準備として下記の作業を行う。

- ①災害対策本部への確認
- ②避難所収容スペースの決定(事前に決めておく)
- ③避難所事務所の設置
- ④避難者受付用の机、イスの準備
- ⑤避難所の運営に必要な資材の確認と配置



**今後、運営委員会で実際に開設準備訓練等を行い、
資材の保管場所等の確認を行います。**

避難所開設・運営マニュアル(作成例)

③避難所開設、避難者の誘導・受付

- ・開設準備が完了したら避難者の受付を行い避難スペースへ案内する。
- ・負傷者、女性や子ども、高齢者などに配慮した対応を心がける。

④避難所運営会議の開催

- ・避難所開設状況を災害対策本部へ報告。
- ・本部からの指示や被災状況の情報を共有する。
- ・今後の運営方針を決定する。

避難所開設・運営マニュアル(作成例)

⑤避難者への物資供給、情報提供

- ・運営会議にて決定した方針に基づき、物資等を避難者へ配給する。
- ・運営会議での決定事項を避難者へ情報提供する。

⑥長期避難所生活への対応

- ・災害及び避難者の状況に応じて避難所での生活が長期に及ぶことが想定される。
- ・運営委員会を開催し、長期避難生活への対応を図る。

避難所開設・運営マニュアル(作成例)

⑦男女共同参画への配慮

- ・女性や子どもに配慮した避難所運営を行う。
- ・利用可能なスペースに限りはあるが、女性の権利を尊重し、安心して避難所生活が送れるようにする。

⑧子ども、高齢者等への配慮

- ・避難所において、高齢者や障がい者等には配慮が必要。
- ・普段から近所付き合いを深め、いざという時に助け合える地域社会にすることが必要。

避難所開設・運営マニュアル(作成例)

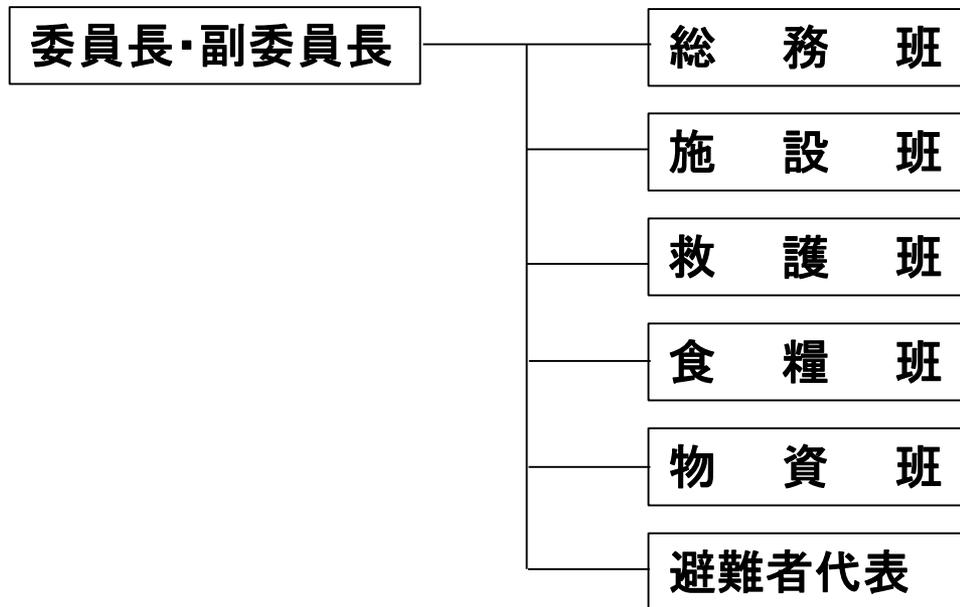
⑨避難所の閉鎖

- ・災害の危険が無くなったり、復旧が進み避難者が減ってきた場合は、運営委員会を開催し、避難所を閉鎖する。
- ・災害対策本部の指示で避難所を移動させる場合は避難所を閉鎖する。

避難所開設・運営マニュアル(作成例)

運営委員会各班の役割

運営委員会の各活動班は、活動内容を事前に定めておく。



マニュアルに各班の役割を
チェック形式で文書化する。

※避難所運営が落ち着いたら、順次避難者へ業務を引き継ぎます。